

高知大学アドバイザー教員に関する規則

平成16年4月1日
規則第143号

最終改正 令和7年3月25日規則第93号

第1条 高知大学に、アドバイザー教員の制度を置く。

第2条 アドバイザー教員は、高知大学における基幹教員等に関する規則第3条第1号アに該当する基幹教員がたるものとする。

第3条 アドバイザー教員は、学生の履修計画及び進学・就職等について助言を与えるとともに、学生生活全般について相談を受けるものとする。

第4条 アドバイザー教員は、学生の便宜を図るためにオフィス・アワーを設けるものとする。

第5条 アドバイザー教員は、学部教授会の求めがある場合には、学生に関する資料を作成し、報告しなければならない。

第6条 その他アドバイザー教員の運用については、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第93号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。